# ９　ジェンダー平等の実現に向けた提言
## ～誰もが暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現を目指して～

【ポイント】
- ○　ジェンダー平等の実現に向けた基盤の整備を図るとともに、雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスを推進すること。また、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大すること。
- ○　生涯を通じた男女の健康支援を強化するとともに、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けた対策を推進すること。また、生活上の困難に対する支援を拡充し、多様な人材が活躍できる環境整備を促進すること。
- ○　地方で女性も活躍できる環境を整備するために、地方が力強く取り組むための十分な財源を確保すること。

男女共同参画は、我が国の重要かつ確固たる方針であるとともに、国際社会で共有されている規範である。政府においては、男女共同参画社会基本法の施行以来、基本計画の策定や女性活躍推進法の施行など、男女共同参画に関する推進体制の整備が図られ、様々な取組が進められてきた。一方で、世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数（2025）において、我が国は148か国中118位と低迷しており、特に政治分野・経済分野において国際社会に後れを取っている。

少子化・人口減少が進む中で、我が国が活力を維持し、持続的に発展していくためには、年齢や性別、障がいの有無や国籍、性的指向及びジェンダーアイデンティティなどの違いにかかわらず、全ての人が個性や能力を最大限発揮することが重要であり、その達成のためには、ジェンダー平等の実現が不可欠である。

全国知事会としては、誰もが暮らしやすい多様な幸せ（well-being）のため、なお一層、ジェンダー平等の実現に向け全力で取り組んでいく決意である。ついては、地方において実効性ある取組が展開できるよう、政府に対し以下のとおり提言を行うものである。

## 提言１　ジェンダー平等の実現に向けた基盤の整備

### （１）固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた取組の促進

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が国全体にあるとの前提のもと、その気づきを促し、対処法を広く周知・啓発するため、メディアミクスによる政府広報の展開等取組を強化すること。

### （２）男女共同参画社会の実現に向けた教育・学習の推進

乳幼児期から心身の発達の過程において性別にかかわらず誰もが互いに尊重し合い、共に支え合い、社会に参画する意欲や態度を育む教育・学習を推進すること。

また、ジェンダーバイアスにより自分の可能性を狭めてしまわないよう、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）解消への理解を深める教育を含め、年代に応じたライフデザインに関する教育を充実させること。

### （３）選択的夫婦別氏制度に係る議論の加速・活性化

選択的夫婦別氏制度は、夫婦や家族の一体感や子どもへの影響が懸念されるとの考えがある一方、結婚に際して、いずれかが氏を改めなければならない現行法制度は、改氏をする側にとって、職業や日常生活での不便・不利益、アイデンティティの喪失など、活躍を阻害する大きな要因の一つとなっているとの実例や指摘が多くある。

誰もが暮らしやすく、働きやすい社会の実現のため、経済団体等からの意見や各種調査結果に表れる世論の動向なども踏まえ、選択的夫婦別氏制度に係る具体的な議論を加速・活性化させること。

### （４）男女共同参画センター等への支援

男女共同参画機構を中核として、地域の男女共同参画センターが関係者相互間の連携と協働を促進する拠点として十分に機能を発揮できるよう、人材育成や業務のデジタル化への支援などを早期に実施すること。

また、地域の課題や実情を踏まえた調査研究を行い、その統計データについて地域毎に整理・分析し提供するなど、地域の課題解決に向けた支援を行うこと。

## 提言２　雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの推進

### （１）女性の正社員化・賃金向上に向けた取組の促進

女性の年齢階級別正規雇用比率が20代後半をピークに低下し、30代、40代以降は、非正規雇用が中心となる状況（「Ｌ字カーブ」）は、女性の経済的自立を阻む企業の労働慣行や家事・育児負担などの様々な問題の存在を示している。短時間正社員など非正規雇用の「正規化」に向けて、官民ともに女性の正社員化・賃金向上を進め、男女間の格差解消と地方の企業の大半を占める中小企業・小規模事業者等における女性活躍の促進を加速する実効性ある取組を進めること。

また、若年女性の地方定着を促進するためにも、最低賃金の地域間格差を是正するとともに、ワーク・ライフ・バランスや生産性向上に加え、女性のキャリアアップやリスキリングに取り組む中小企業等へインセンティブを付与する等、支援を充実すること。さらに、賃金水準が高く、テレワーク等の多様な働き方が可

能な業種や企業の地方への誘致等、女性の働く場の確保・充実へ向けた取組に対する支援を行うこと。

### （２）デジタル分野や理工系分野で活躍できる女性の人材の育成

デジタルを活用して地域の課題を解決したり魅力を向上したりするためのスキルを身につけた人材を育成するとともに、発達段階に応じた情報モラルや情報リテラシー教育、デザイン思考やＳＴＥＡＭ教育の機会を提供することで文理を問わず多くの大学・短大・高専等でより専門的な教育に取り組むことを後押しすること。

理工系分野のジェンダー・ギャップが大きいことから、進路選択の際の「理工系は女子に向かない」といった無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消する取組及びキャリアパスやロールモデルに関する情報発信等の取組を強化すること。

また、「新・女性デジタル人材育成プラン」に基づき、「デジタルスキル習得支援」及び「デジタル分野への就労支援」について、地域女性活躍推進交付金を拡充し地方での取組を支援すること。

### （３）仕事と子育て・介護等との両立に向けた柔軟な働き方の導入の推進

誰もが、子育てや介護、不妊・病気治療等を理由に離職することなく仕事と生活を両立できる職場環境づくりにより、女性の就業継続や正社員化、管理職登用が進むよう、人材面・資金面で課題を抱える中小企業に対して長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の導入が可能となる伴走型支援を強化すること。

また、女性への家事・育児・介護等の負担の偏りの解消に向けて、男性の家事・育児等への参画について理解促進を図るとともに、企業等における男性従業員に一定期間の育児休業を取得させる独自の取組や家事等の負担軽減のための支援サービスの導入に対する支援を行うこと。

### （４）ハラスメント対策の強化

性別にかかわらず全ての人にとって働きやすい環境づくりの基盤として、ハラスメント対策の促進は不可欠である。職場等におけるあらゆるハラスメントを防止するための周知啓発を徹底するとともに、ハラスメントを根絶する職場環境の整備に向けた支援を充実させること。

また、政治分野をはじめ女性の参画が十分に進んでいない分野についても、女性の参画拡大や活躍しやすい環境の整備に向けて、ハラスメント対策を一層強化すること。

## 提言３　政策・方針決定過程への女性の参画拡大

### （１）政治分野における女性の参画拡大

日本では政治分野における女性の参画が著しく低い。諸外国においてはクオータ制の導入等により、女性の政治参画が進んでいる状況に鑑み、政治分野における男女共同参画推進法に基づく実効性ある取組を進めること。

また、立候補しやすい環境整備に向けて、企業等における立候補に伴う休暇の設定や不利益取扱いの禁止、公務員の立候補制限の見直し等について検討を進めること。

### （２）経済分野における意思決定層への女性登用の促進

企業の意思決定層への女性の登用を促進するためには、企業の規模にかかわらず、経営者の意識改革が最も重要であることから、組織内の男女間の格差の要因となる労働慣行等を分析し積極的な改善策を講じるとともに、生産性の向上や業績の上昇が認められた好事例を収集・活用し、経営者の気づきと行動変容を促す取組を進めること。諸外国では、役員比率等にクオータ制を導入している事例があることから、女性役員比率に係る数値目標を掲げる対象企業を拡大するなど、取組を強化すること。

### （３）農林水産分野における意思決定層への女性登用の促進

農林水産業者の減少・高齢化が進む中、農林水産業の発展、農山漁村への人材の呼び込みのためには、男女ともに働きやすく暮らしやすい農山漁村にすることが重要であるが、地域の方針決定の場面で女性の参画が少なく、多様な視点が反映されにくい状況である。このため、農林水産分野における地域のリーダー層や意思決定層に対する女性登用への理解や意識改革を促進する取組、経営への女性参画の推進及び労働環境整備への支援を行うとともに、地域をリードする女性人材を育成するための研修等を充実させること。

### （４）教育分野における男女共同参画の推進

すべての教職員が仕事と生活を両立できるよう、勤務時間管理の徹底や担うべき業務の明確化等、働き方改革を推進すること。さらに、女性教員の管理職登用を促進するため、様々な経験や役割を担う機会の確保などキャリアアップに向けた積極的な取組に対する支援を行うこと。

### （５）防災分野における女性の参画拡大

全国的に災害が激甚化・頻発化している中、大規模災害の発生に際しては、女性と男性が災害から受ける影響やニーズの違いなどに配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が必要であるが、現状では不十分である。

そのため、防災を担う組織のリーダー層に対する理解促進や、女性防災士など地域防災を支える人材の育成のほか、防災に関する施策・意思決定の場や消防団・自主防災組織、避難所運営等における女性の参画拡大に向けた取組に対する支援を強化すること。

## 提言４　生涯を通じた男女の健康支援

### （１）リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）に関する意識の浸透

妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自ら主体的に適切な判断ができるよう、プレコンセプションケア（性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うこと）にかかる教育を進めること。

また、予期せぬ妊娠について女性の自己決定権を尊重するとともに、その負担を軽減するため、相談支援や健診等を通し、ジェンダー平等や性的同意についても、誰もが年代に応じて学ぶ機会を増やすこと。

### （２）職場等における健康課題の解決に向けた取組の促進

女性と男性では、健康課題の内容も課題を抱えやすい時期も異なることから、

男女双方の健康課題に対する理解促進を強化するとともに、仕事と健康の両立に向けた中小企業等の取組を支援すること。

とりわけ、女性の月経、妊娠・出産、更年期等のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職を防ぎ仕事との両立を図るため、職場等の理解促進や相談体制の整備、フェムテック活用等への支援を強化すること。

## 提言５　ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けた対策の推進

### （１）ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けた啓発、教育、学習の充実

ジェンダーに基づくあらゆる暴力は重大な人権侵害であり根絶すべきものである。加害者や被害者、傍観者を生まないために正しい認識が浸透するよう教育の機会を確保するとともに、「女性に対する暴力をなくす運動」等の啓発活動に対する財政支援を講ずる等、若年層をはじめ幅広い世代を対象とする予防啓発を拡充すること。

### （２）ＤＶ被害者等に対する支援体制の充実及び加害者対応の推進

ＤＶ被害について、相談から自立支援に至るまで、被害者に寄り添ったきめ細かい支援を実施するためには地域における民間団体との連携が重要であるが、地方においては行政と連携が可能な民間団体やマンパワーが不足しているため、都市部のＮＰＯが持つ団体や人材育成のノウハウを地方が共有し活用できる仕組みづくりを行うなど全国的なサービスの平準化を検討すること。

また、被害者への支援に力を入れることはもとより、加害者が自ら加害責任を自覚し、認知・行動変容を起こすことを目的とした加害者プログラムを一層推進するとともに、プログラム受講につなげていく仕組みづくりを行うこと。

さらに、ＤＶ・ストーカー被害について、関連法の改正等により、国、都道府県、警察、市町村、民間団体等の役割や具体的な連携方法を整理・明確化し、被害の予防や被害者の安全確保から被害者が安心して自分らしく暮らすための自立に向けた支援までを切れ目なく行える体制を構築すること。

### （３）性犯罪・性暴力被害者のための相談体制の充実

性犯罪･性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける24時間365日オンコール体制を整えるため、相談員の確保と支援体制の充実及びメール、ＳＮＳ等を活用した相談体制の充実に向けた支援を拡充すること。

また、ＡＶ出演被害防止・救済法の相談体制については、国において相談専用ダイヤルを設置するとともに、ワンストップ支援センターの人員体制や関係機関との連携体制等の強化を図るために必要な財政的支援、相談者対応のための情報提供及び助言などの支援を十分に行うこと。

## 提言６　生活上の困難に対する支援

### （１）不安や困難な問題を抱える女性への支援の充実

不安や困難な問題を抱える女性への支援は、本人の意思を尊重しながら、抱えている問題やその背景及び心身の状況等に応じて、国、県、市町村及び民間団体が相互に連携し、切れ目なく重層的に実施していく必要がある。そのため、地域の実情を踏まえつつ、支援の要となる女性相談支援員の配置のあり方等の検討を進めるとともに、女性相談支援員の配置促進等の体制強化や協働する民間団体への支援の充実、女性のニーズにきめ細かく対応できる補助要件の設定など、自治

体にとって柔軟で使いやすい財政支援を講ずること。
また、男女共同参画センター等関係機関のＳＮＳ等による相談機能の充実に伴う人的配置や環境整備等への支援を拡充すること。

### （２）ひとり親家庭の生活基盤の確保

一人で子育てと生計を担うひとり親世帯については、特に母子世帯において非正規雇用で働く割合が高いことなどから経済的基盤が弱く、物価高騰等の社会経済の影響を強く受けやすいため、ひとり親世帯に対する養育費確保制度や児童扶養手当等各種給付金による支援の更なる強化を図ること。
特に、法定養育費制度について、周知啓発や相談支援体制の充実など、活用促進に向けた取組を図っていくこと。

## 提言７　多様な人材が活躍できる環境整備

### （１）多様性への理解促進と誰もが安心して暮らし活躍できる社会づくりの推進

性的指向及びジェンダーアイデンティティ（ＳＯＧＩ）の多様性に関する国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域等において必要な知識の普及啓発を推進するとともに、ＳＯＧＩを理由とした生活上の困難や課題について、実態把握のための調査を実施し、相談体制の整備等その解消に向けた取組を実施すること。
また、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に定める運用指針について早期に策定すること。加えて、自治体が独自施策を展開するために必要な経費について、十分な財政措置を講ずること。

## 提言８　女性活躍の推進に地方が力強く取り組むための十分な財源の確保

### （１）地域女性活躍推進交付金の充実

人口減少による担い手不足やニーズの多様化に対応し、地方が活力を維持していくためには、様々な視点から課題解決に継続的に取り組むことが必要であることから、事業成果の定着を図るための十分な財源確保と複数年の継続事業やハード整備も交付対象とする等、柔軟で使いやすい運用とすること。
加えて、「生理の貧困」への対応を含む不安や困難を抱える女性への支援が途切れることの無いよう、財政支援の拡充・継続を図ること。

### （２）女性活躍応援基金（仮称）の創設

地域の実情に合わせた独自施策の展開を継続的に可能とする「女性活躍応援基金（仮称）」を創設すること。